

基幹統計調査の承認の状況

(令和6年11月分)

令和6年11月18日

総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
建設工事統計調査	国土交通大臣	以下のとおり、調査計画を変更 ① 報告を求める事項の変更 建設工事施工統計調査において、「国内建設工事の年間受注高」を追加（平成23年度の統計委員会答申を踏まえ、確認事項として把握を続けていたが、報告を求める事項に変更）（令和7年度調査から） ② 調査票様式の変更 ・建設工事施工統計調査票において、欄外に税込み記載時の確認欄を追加（令和6年度調査から） ・建設工事受注動態調査票（甲）において、受注した月のみ実績を記入し、過去の受注については記入しない旨の注意書きを追加（令和6年9月調査から） ③ 調査方法の変更 オンライン調査について、政府統計共同利用システム（e-Survey）及び独自のシステムを追加（令和6年11月調査から） ④ 公表方法の変更 インターネットと印刷物により行っていた公表について、印刷物の作成を取りやめ（令和6年9月調査から）	R6.10.9
造船造機統計調査	国土交通大臣	以下のとおり、調査計画を変更 ○ 調査方法の変更 国土交通省オンライン申請システムによる報告を廃止（政府統計共同利用システム（e-Survey）及び電子メールによるオンライン調査は継続） (注) 変更時期は、以下のとおり。 造船調査：令和7年1月分調査から 造機調査：令和7年第1四半期分調査から	R6.10.18

統計調査の名称	実 施 者	主 な 承 認 事 項	承認年月日
民間給与実態統計調査	国税庁長官	令和 7 年に実施する調査について、以下のとおり、調査計画を変更 ○ 報告を求める事項の変更 給与所得者用の調査票に税制改正による調査事項を追加	R6.10.18

（注）本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第 9 条第 4 項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。